

東総地区広域市町村圏首長会規約

(名称)

第1条 この会は、東総地区広域市町村圏(以下「市町村圏」という。)首長会(以下「首長会」という。)という。

(目的)

第2条 首長会は、市町村圏における基本構想、基本計画、実施計画等の計画策定および事業の実施あるいは運営等の円滑化ならびに市町村圏内に関する諸問題について連絡、調整を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 首長会は、市町村圏内の各市長をもって組織する。

2 首長会に会長および副会長を置く。会長および副会長は、市町村圏事務組合の管理者(以下「管理者」という。)および副管理者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 首長会は、会長が招集する。

2 首長会は、市町村圏内の全市が出席しなければ開くことができない。

3 市町村圏内の各市長は、必要により首長会の招集を求め、あるいは、議案を提出することができる。

(庶務)

第5条 首長会の庶務は、市町村圏事務組合の事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和47年8月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。